# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認三重地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

## 三重厚生年金 事案 1922

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を、履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで 私は、昭和46年10月1日にB社から、A社へ異動後、B社に戻るまで 継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月間の 空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認 めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

C基金が保管している加入員台帳の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和47年1月1日に同社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 12 月のC基金の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の後継事業所であるD社の事務担当者は、申立期間に係る厚生年金保険料 の納付を確認する資料は残っていないため不明としているが、事業主が資格 喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当 時)がこれを46年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業 主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に 係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所 が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場 合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間 の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 三重厚生年金 事案 1923

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から59年10月1日まで

日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認すると、申立期間前後の標準報酬月額に比べて申立期間の標準報酬月額が下がっている。

申立期間前後を通して職位不動でありながら標準報酬月額が減額するのは不自然なので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社は、賃金台帳等を保管していないため申立期間当時の状況が不明と回答しており、申立期間に係る申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等について確認できない。

また、オンライン記録によると、A社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった同僚男性17人のうち、申立期間に標準報酬月額が引き下げられている期間のある者は申立人を含め5人確認でき、申立人と同様の取扱いとなっている状況がみられる。

さらに、A社から提出された申立人の従業員カードには、昭和 56 年 7 月 1 日の欄に給与体系変更の記載がされ、申立人の本棒と手当の合計額がそれまでの額より低下していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1924

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月4日から41年7月31日まで A社が厚生年金保険適用事業所になる前から勤務していた。私の紹介で 入社した妹は、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録がある。当 該事業所で同僚と撮った写真もある。申立期間について、厚生年金保険被 保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「申立人を記憶している人がおり、 勤務していたと思われるが、当時の資料は無い。」との回答があり、申立人 の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除 の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険整理番号\*番(昭和 36 年4月4日資格取得)から\*番(41 年8月 29 日資格取得)までに申立人の氏名及び原票は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和36年7月10日から37年10月26日までの期間、38年3月4日から40年11月26日までの期間及び同年12月8日から41年9月16日までの期間について、事業所は変遷しているものの、各被扶養者欄に申立人の氏名が記載されていることから、申立期間のうち、ほとんどの期間において、申立人はその夫の被扶養者となっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。